

## 中間報告 - 要約 -

### 今般の司法制度改革の基本的理念と方向

#### 【司法制度改革の位置付け】

今般の司法制度改革は、政治改革・行政改革・地方分権推進・規制緩和等の経済構造改革等の一連の諸改革を「法の支配」の下に有機的に結び合わせるための「最後のかなめ」である。

#### 【司法に期待される役割】

自律的個人を基礎とする社会にあっては、予測可能で透明性が高く公正なルールの設定、ルール違反に対する的確なチェック、それによって害を被った者に対する適切な救済が不可欠である。

このような社会にあっては、司法は、個人や企業等に対する法的サービスの提供（紛争発生防止や紛争の実効的解決）、自己責任社会に必要とされるセーフティネットの整備などの面で、一層大きな役割を果たすことが期待される。さらに、公正な手続の下で適正迅速に刑罰権を実現していくことによりルール違反行為への的確な対処が不可欠である。

我が国が、国際社会との共存・協調を推し進め国際的ルールの形成・運用等の場面で積極的貢献を果たしていく上でも、司法の役割は重要である。

### 改革の三つの柱 人的基盤の拡充・制度的基盤の整備・国民的基盤の確立

今般の司法制度改革は、

第一に、国民と司法とをつなぐ人的基盤（法曹）の拡充・強化を図ること

第二に、国民に分かりやすく利用しやすい司法制度を構築すること

第三に、司法をして統治主体たる国民の確かな基盤の上に立たしめることを目指すものでなければならない。

## 人的基盤の拡充

### 【新たな法曹養成制度の構築】

21 世紀の司法を担う質・量ともに豊かな法曹を育成し、司法の人的基盤を確立するため、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院（仮称）を中核とし法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。

法科大学院（仮称）は、司法試験・司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関として、公平性、開放性、多様性を旨とし、理論的教育と実務的教育の架橋を図るものとするべきである。

ただし、やむを得ない事由により法科大学院への入学が困難な者に対し、別途、法曹資格取得を可能とする適切な例外措置を講じるべきである。

### 【法曹人口の大幅な増加】

法科大学院（仮称）を含む法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に、年間 3000 人程度の新規法曹の確保を目指す。

### 【裁判所・検察庁の人的体制の充実】

裁判官及び検察官の質・能力の向上及び大幅増員を実現する必要がある。また、裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の質・能力の向上及び適正な増加を図らなければならない。国家公務員の総数削減との関係では、他の分野と異なる取扱いをする必要。

### 【弁護士制度の改革】

多様化する法的需要に対応するため、弁護士を質的・量的に拡充するとともに、その活動領域を拡大する必要がある（弁護士法第 30 条の見直し等）。また、公益的責務に基づく社会的責務の実践、職業倫理の向上に努め、弁護士会の自律的機能についても国民の意思を反映する形で実効化・透明化を図っていくこと（弁護士会による綱紀・懲戒手続の見直し等）が必要である。

### 【裁判官制度の改革】

司法の中核に位置する裁判作用の主宰者として国民が求める裁判官を得るために、裁判官制度につき以下の観点からの改革を検討する。

「給源の多様化・多元化」の実質化を図ること、さらに進んで判事となる者一人ひとりが、法律家として多様で豊かな知識・経験等を備えることを制度的に担

保する仕組みを構築すること

判事に任命されるべき者の指名について、透明性、客観性、説明責任を確保すること、判事に任命されるべき者の指名過程に国民の意思を反映させるなど資格審査の充実を図ること

裁判官の人事評価等に関し、透明性、客観性を確保すること

## 制度的基盤の整備

### 【利用しやすい司法制度】

弁護士へのアクセスを拡充（法律相談活動等の充実、弁護士費用の透明化、合理化等）するとともに、法律事務所の共同化・法人化等を推進することにより、弁護士業務の質の向上・執務態勢の強化を図り、併せて、弁護士の国際化（外国法事務弁護士との提携・協働の促進等）等への対応を検討する。また、隣接法律専門職種等の活用（訴訟手続への関与等）を前向きに検討する。

裁判所につき、利用者の費用負担の軽減化（提訴手数料の低額化、弁護士報酬の敗訴者負担制度の基本的導入とその例外の在り方等）、裁判利用相談窓口（アクセス・ポイント）を拡充するなどその利便性の向上を図る必要がある。

また、民事法律扶助の拡充、裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化を図る必要がある。

基本法制の整備等により分かりやすい司法を実現することも重要である。

### 【国民の期待に応える民事司法の在り方】

民事紛争を適正かつ迅速に解決し、権利実現の実効性を確保するため、計画審理の促進、証拠収集手続の拡充など民事訴訟の充実・迅速化を図るとともに、知的財産権関係事件など専門的知見を要する事件への的確な対応、民事執行制度の実効性を確保すること等が必要である。

### 【国民の期待に応える刑事司法の在り方】

審理の充実・迅速化のため、弁護体制等の整備、争点整理手続の改善、証拠開示の拡充等を図るとともに、被疑者・被告人の公的弁護制度を整備し、併せて、新たな時代における捜査・公判手続（新たな捜査手法の導入の検討、国際捜査共助制度等の拡充強化、被疑者の取調べの適正を確保するための措置等）の在り方を検討する。

## 国民の司法参加 - 国民的基盤の確立

司法の国民的基盤を強化する見地から、司法制度全体の中で、国民の司法参加（関

与)を拡充していくことが必要である。

#### 裁判手続への参加

訴訟手続への新たな参加制度(欧米諸国の陪審・参審制度をも参考としながら、特定の国の制度にとらわれることなく、主として刑事訴訟事件の一定の事件を念頭に置き、我が国にふさわしいあるべき参加形態)の検討等

#### 裁判官選任過程への参加

#### 裁判所・検察庁・弁護士会運営への参加

検察審査会制度の機能強化(一定の議決に対し法的拘束力を付与する方向で、組織、権限、手続の在り方等について検討)

### 最終意見に向けて

本報告に寄せられる国民からの意見、要望を参考として、今後一層充実した調査審議を進め、実り多い最終意見を取りまとめたい。

内閣を中心とする関係諸機関において、本報告中に人的基盤の拡充や基本法制の整備等改革のための具体的方策を示した事項については、積極的かつ早期に対応されることを要請するとともに、今般の改革が確実に推進されるよう、現段階から必要な準備を開始されることを希望する。

さらに、今般の改革の推進体制の在り方も含め、司法制度の現状を常に注視・監視し、必要な改革・改善を進めていくための責任ある体制の在り方について、今後の審議の中で検討していきたい。